変更理由書

件　　名	道路メンテナンス（橋梁）　橋梁定期点検業務（第２号）

変更回数	1 回目
変更理由	現地踏査の結果、損傷が軽微であり進行性も認められない４－５号橋受地橋について、橋梁点検車を用いた点検から、ポールカメラを用いた点検に代替しても、要求される品質が確保できることが確認できたため、点検手法を変更するものです。それに伴い、橋梁点検車並びに交通誘導警備員を減工し、減額変更するものです。